

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 38) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 44)
② 上記以外の税目			
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 法人(発行者以外の第三者)の継続的な保有等に係る暗号資産について、期末時価評価課税の見直しを行うこと。
			《関係条項》 —
5	担当部局		経済産業政策局産業資金課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和6年
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		—
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 Web3.0 推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進する。
			《政策目的の根拠》 内国法人が有する暗号資産(活発な市場が存在するもの)(注)については、税制上、期末に時価評価し、評価損益(キャッシュフローを伴わない未実現の損益)は、課税の対象とされている。 こうした取扱い、ブロックチェーン技術を用いたサービスの普及やこれを活用した事業開発等のために、暗号資産を継続的に保有するような内国法人に対して、キャッシュフローが伴わない(=担税力がない)暗号資産についても課税がなされるものとなっていることから、所要の措置を講ずる必要がある。 (注)特定自己発行暗号資産(当該内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であつてその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるもの)を除く。

	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 ○経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定） 第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 （2）グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の加速 （デジタルトランスフォーメーション（DX）、AIへの対応） 分散型のデジタル社会の実現に向け、利用者保護等にも配慮しつつ、Web3.0に係るトークンの利活用（※）やコンテンツ産業の活性化に係る環境整備、担い手やアイデアの裾野の拡大に必要な取組などを行う。 ※ステーブルコインやセキュリティトークンの円滑な発行・流通に向けた必要な取組を進めるほか、暗号資産・トークンを通じた資金調達の実態について調査・整理を進め、事業者の円滑な資金供給の促進に資するものについては、投資事業有限責任組合契約に関する法律（LP法、平成10年法律第90号）上で投資対象とすることを検討する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日） IV. GX・DX等への投資 5. DX （1）Web3.0の推進に向けた環境整備 ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）やDAO（分散型自律組織）等のイノベーションが到来している。ブロックチェーン技術は、自立したユーザーが直接相互につながるなど仮想空間上の多極化を通じ、従来のインターネットの在り方を変え、社会変革につながる可能性を秘めている。Web3.0の推進に向けた環境整備について、検討を進める。 暗号資産に係る税制上の取扱いについて、第三者が短期売買目的以外で暗号資産を継続的に保有する場合を、他の暗号資産の保有と区別して取り扱うことが可能かどうか、法令上・会計上の在り方を含め、速やかに検討する。
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 Web3.0 推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、キャッシュフローを伴う実現利益がない（＝担税力はない）中で継続して保有される暗号資産についても課税を求めることを見直すことで、国内においてブロックチェーン技術を活用した起業等を促進できる。

10	有効性等	① 適用数	国内の若手起業家を含め、ブロックチェーン分野の起業家や企業が行う事業への適用が見込まれる。
		② 適用額	期末の時価評価損益については、価格上昇・下落により評価益・評価損のいずれもあり得、見込みが立たないため、適用額を見積もることは困難である。また、現状の税制では第三者発行の暗号資産を長期保有することを前提としたビジネスを起業する者はシンガポール等海外での起業を選択していることなどから、法人税収への影響は軽微であると見込まれる。
		③ 減収額	同上。
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本特例措置が行われた場合、担税力がない中での課税が解消され、我が国におけるブロックチェーン分野での起業や事業活動が活性化し、イノベーションの国内集積が促進され、ひいては国際競争力を向上させることが見込まれる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置が行われなかった場合には、キャッシュフローを伴う実現利益がない(＝担税力がない)中でも、法人(発行者以外の第三者)の継続的な保有等に係る暗号資産に関する課税が継続されることになり、国内におけるブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発の阻害要因となると考えられる。また、このようなビジネス環境を忌避し、海外へ起業家等が流出する事態につながっているという指摘がある。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置が行われた場合でも、本特例措置の対象となる暗号資産が売却された場合には、その売却益については課税の対象となるため、本特例措置による税収減は是認できる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	内国法人が有する暗号資産に関する現行税制を見直すものであり、予算その他の措置では代替できない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	特定自己発行暗号資産(当該内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であつてその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるものを除く。)については、期末時価評価課税の対象外とされているが、発行者以外の第三者が保有する暗号資産については依然として期末時

			価評価課税の対象となっており、キャッシュフローを伴う実現力がない中での課税を見直し、Web3 推進に向けた環境整備を図るものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	ブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発を地方公共団体も後押ししている。また、国内における起業及びイノベーション促進は地域経済の健全な発展に寄与するものであり、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—